

## 令和8年度 交通安全施設設置等要望調査表

行政地域名		区・自治会・町名	
記入者及び 連絡先	氏名	電話番号	
種別	新規要望	継続要望	

交通安全施設（信号機、横断歩道、カーブミラー、啓発看板等）の設置について、次のとおり要望調査表を提出します。

※ 本要望調査表には、設置を要望される近隣住民の方の同意の上、記入してください。

現地調査の結果、カーブミラー等を設置する場合、改めて同意書の提出をお願いする場合があります。

優先順位	施設名	数	設置要望場所	設置要望理由

設置要望位置図
---------

### （記載上の注意）

- 1.本要望調査表は、地域長を通じ、令和8年2月13日(金)までに市役所総務課又は、両支所まで提出してください。
- 2.予算により、全てについて設置することができない場合がありますので、必ず設置優先順位を記入してください。
- 3.施設のうち、カーブミラーについては、1面鏡又は2面鏡の記入を、啓発看板については、具体的な表示内容（例えば、「迷惑駐車お断り」など）を記入願います。
- 4.個人要望ではなく、地域の総意である要望を記入してください。

### (カーブミラーの設置基準について)

見通しの悪いカーブや見通しの悪い交差点においては、十分に減速又は徐行し、「一時停止」の標識があるときは停止線の直前で一時停止し、目視による安全確認が可能な位置まで進んだ後、ドライバー自身が直接目視で安全確認を行うことが原則となります。

木津川市では、カーブミラーについては、建物や壁などが原因で見通しの悪い交差点やカーブにおいて、目視による安全確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置しています。

木津川市道路反射鏡（カーブミラー）設置等の基準について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,54549,12,98,html>

### ・信号機・横断歩道の設置や改修について

信号機、横断歩道など交通規制を伴う交通安全施設については、京都府警察が所管しています。

信号機・横断歩道の新規設置や老朽化した施設の修繕については、京都府が実施する『府民協働型インフラ保全事業』で提案することができます。詳しくは、京都府ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>

※例年、交通安全施設の提案受付期間は、4月1日から5月31日までとなっております。

※地域要望で、木津川市にいただいた信号機の新設、横断歩道など交通規制を伴う交通安全施設等の要望については、木津川市が取りまとめ、『府民協働型インフラ保全事業』に提案するか、木津警察署に提出します。